

ID: 15

担当部署: 市民部 税務課 納税係

処分の概要	延滞金		
例規名 根拠条項	名寄市債権管理条例 第8条第1項		
例規番号	令和2年条例第12号		
【根拠条文】			
(延滞金)			
第8条 市長等は、納期限後にその納付すべき公債権に係る歳入の納付があった場合においては、当該納付金額(次項において「納付金額」という。)にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。			
2 前項の延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる納付金額に1,000円未満の端数があるとき、又は納付金額が2,000円未満であるときは、その端数の金額又はその全額を切り捨てるものとし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数の金額又はその全額を切り捨てるものとする。			
3 第1項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。			
4 市長等は、前条の履行期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、第1項の延滞金を減額し、又は免除することができる。			
【基準】			
根拠条文及び附則第4項の規定による。			
(延滞金の割合等の特例)			
4 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和3年7月28日